

特定入所者介護（予防）サービス費の差額支給

1. 申請の要件

☐ 神戸市の介護保険の被保険者証をもっている

☐ 要介護または要支援認定を受けている

☐ 負担限度額認定の要件を満たしている

サービス利用時点の状況で判断してください。

☐ 利用した介護保険施設が、以下のいずれかである

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

・地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）

・介護老人保健施設（老人保健施設）

・介護医療院

☐ 利用した食費・居住費の日額が <国の定める基準費用額（日額）> 以下である

※基準費用額以下かどうか判断できない場合は、利用された介護保険施設にご確認ください。

※食費または居住費のいずれか一方のみの申請はできません。食費を払っていない場合は、食費の費用額を0円で申請してください。

☐ 領収書の日付から2年を経過していない

<国の定める基準費用額（日額）>

制度改正により変更となる場合があります。
サービス利用当時の金額を確認してください。

食費	居住費		
1,545円	ユニット型個室		2,066円
	ユニット型個室的多床室		1,728円
	従来型個室	特養等	1,231円
		老健 医療院等	1,728円
	多床室（相部屋）	特養等	915円
		老健・医療院 （室料徴収あり） 【注】	697円
		老健・医療院等 （室料徴収なし）	437円

【注】「その他型」もしくは「療養型」の介護保険施設（※）または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る）が対象。

2. 提出書類

- ☐ 申請書
 - ☐ 利用月の介護保険施設からの領収書（原本）
※原本確認後、ご返却します。
 - ☐ 食事の提供に要する費用の明細票
 - ☐ 居住等に要する費用の明細票
- } 支払った日額が日によって異なる場合は、提出が必要です。
- ☐ 利用月に負担限度額認定の要件を満たしていることがわかる書類（通帳の写し等）
※利用月を含む負担限度額認定証をお持ちの場合は不要です。
※負担限度額認定が未申請の場合は、申請してください。

3. その他注意事項

- この申請は、サービス利用開始までに負担限度額認定証の提示を介護保険施設に行えば不要であった申請です。
そのため、負担限度額認定が未申請の場合は、必ずお手続きいただき、次に施設を利用する際は負担限度額認定証を提示してください。
- 申請後の振込時期について、サービス利用月から3か月以降にいただいた申請であれば、通常翌月にお振込み可能です。
- ショートステイ利用時、支給限度額超過等があり、1日の単位数が全て自費となる日がある場合、該当する日について特定入所者介護（予防）サービス費の支給はできません（一部限度額内の日は日額支給ができます）。
- 領収書から日額を判断できない場合は、契約書類にてお確かめください。契約書類の内容に関するお問い合わせは、介護保険施設へお願いします。
- 基準費用額超過の場合は、ご利用の介護保険施設へ申請に関してのご相談をお願いします。